

平成30年度 東京都薬事審議会 会議録

1 日 時

平成30年12月3日（月） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時28分

2 場 所

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

3 議事

（1）協議事項

東京都薬物乱用対策推進計画の改定について

（2）報告事項

ア かかりつけ薬剤師・薬局の推進に係る取組について

イ フリーマーケット（フリマ）サイト等の監視指導について

（3）その他

(午後 2時00分 開会)

○早乙女薬務課長 大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成30年度東京都薬事審議会を開会させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全部薬務課長の早乙女でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都薬事審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は21名、現在の出席者数が20名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。なお、本審議会は、附属機関等設置運営要綱第6の規定に基づき、議事録を含め、原則として公開するものとされております。あらかじめご了承ください。

それでは、お手元の東京都薬事審議会委員名簿の順に、本審議会の委員の皆様をご紹介します。

初めに、小野委員でございます。

○小野委員 東京大学薬学部の小野でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 角田委員でございます。

○角田委員 角田でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 村田委員でございます。

○村田委員 村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 渡邊真知子委員でございます。

○渡邊(真)委員 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 伊藤委員でございます。

○伊藤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 大津委員でございます。

○大津委員 大津でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 谷村委員でございます。

○谷村委員 谷村でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 中屋委員におかれましては、若干遅れてご参加されるというご連絡をいただいております。

石垣委員でございます。

○石垣委員 石垣でございます。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 今村委員でございます。

○今村委員 今村です。よろしくお願いいたします。

○早乙女薬務課長 佐藤委員でございます。

- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 塩澤委員でございます。
- 塩澤委員 塩澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 長福委員でございます。
- 長福委員 長福でございます。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 山本委員でございます。
- 山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 渡邊捷英委員でございます。
- 渡邊（捷）委員 渡邊です。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 有田委員でございます。
- 有田委員 有田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 小池委員でございます。
- 小池委員 小池です。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 高橋委員でございます。
- 高橋委員 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 西澤委員でございます。
- 西澤委員 西澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 谷茂岡委員でございます。
- 谷茂岡委員 谷茂岡です。よろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 村田会長は、平成29年度の審議会におきまして、現委員の皆様の互選により、会長に選出をされておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員の紹介は以上でございます。
- 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。
- 内藤福祉保健局長でございます。
- 内藤福祉保健局長 内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 高橋健康安全部長でございます。
- 高橋健康安全部長 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 野口食品医薬品安全担当部長でございます。
- 野口食品医薬品安全担当部長 野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 河野薬事監視担当課長でございます。
- 河野薬事監視担当課長 河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 平井麻薬・医薬品安全対策専門課長でございます。
- 平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 早乙女薬務課長 改めまして、私、薬務課長の早乙女でございます。
- それでは事務局を代表しまして、内藤福祉保健局長よりご挨拶を申し上げます。

○内藤福祉保健局長 改めまして、内藤でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。着座にて失礼いたします。

まず、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この東京都薬事審議会にご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また、日頃から福祉保健医療行政に多大なるご理解、ご協力を賜りまして、改めて深く感謝申し上げたいと存じます。

さて、私ども福祉保健局では都民の方々が安心して安全に暮らすことができるよう、利用者本位の福祉、患者中心の医療の実現を目指し、さまざまな施策を展開しているところでございます。

薬事部門におきましては、今年度中に東京都薬物乱用対策推進計画、これを改定すべく、現在、その作業を進めさせていただいているところでございます。近年、マスコミ等でも報道されることが多くなりましたが、大麻の乱用が増加している傾向にございます。また、インターネットなどで大麻が安全であるとの誤った情報が流布されている中、今年10月にはカナダで大麻の所持・使用が合法化された、こうしたことが大きく報道されるなど、薬物をめぐる情勢は極めて深刻な状況になりつつあると感じているところでございます。次期計画、先ほど申し上げました計画では、大麻を初めとする不正薬物の乱用防止、これに向けた取組を強化・充実したいと考えております。計画案についての皆様のさまざまなご意見をいただければと考えているところでございます。

また、かかりつけ薬剤師・薬局を推進するために薬剤師が在宅療養を行っている患者さんの服薬管理への支援を行うモデル事業や無菌製剤の調製に関する研修など、地域包括ケアシステムへの参加促進を図る取組を行ってまいりました。そのほか、フリーマーケットサイトにおける医薬品等の出品が多数散見されておりますが、法令違反や健康被害のおそれがあるものもございますので、その対策を実施しているところでございます。これら都の取組に関しましても、あわせてご報告させていただきたいと存じております。

本日、限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えております。何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

○早乙女薬務課長 続きますして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第、それから座席表、名簿、条例と、配付資料が資料1から3まで合計10ページになっております。また、会議終了後に回収をさせていただきます参考1と参考2、それから薄い緑色の冊子、東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）という冊子をお手元に置いております。

大変申し訳ありませんが、参考1と参考2は会議終了後に回収をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料、不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。また落丁、それから印刷の不備等ございましたら、会議の途中でも結構ですので手を挙げていただければ、事務局の者がお取りかえに参ります。

それでは、以降の進行につきましては、村田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○村田会長 議事進行を命じられております村田でございます。よろしくご協力のほど、お願ひしたいと思ひます。

それでは、早速、議事に入りたいと思ひます。

本日の議事は、お手元でございます次第に沿ひまして、進めてまいります。まず3番の議事、(1)協議事項となっておりますので、その協議事項について、説明を聞き、また皆様方のご意見を頂戴したいと思ひます。

それでは、協議事項、東京都薬物乱用対策推進計画の改定についてということで、事務局から説明をお願ひいたします。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 麻薬・医薬品安全対策専門課長、平井でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からは、資料1-1と1-2、そして別刷りの参考1、参考2を用ひまして、東京都薬物乱用対策推進計画について、ご説明をさせていただきますと思ひます。

まず、資料1-1でございます。東京都では、都内の薬物乱用対策の根幹となる計画を平成10年から策定・運用しております。平成25年度に策定されました現行計画、お手元の緑色の冊子でございますけれども、こちらの計画期間が今年度で終了いたしますので、現在、次期計画の作成に取り組んでいるところでございます。

本日は次期計画の方向性等について、ご説明させていただきます。

最初に、薬物乱用対策の推進体制について、ご説明申し上げます。資料1-1の左上の部分をご覧いただきたいと思ひます。

薬物乱用対策は、国を挙げて取り組むべき事項でございますので、まずは、内閣総理大臣が主催する犯罪対策閣僚会議というのがございまして、その下の会議体、厚生労働大臣が議長となります薬物乱用対策推進会議がございまして、こちらで国の五か年戦略を策定しております。

この国の会議体に準じた組織を各都道府県でも設置してございまして、東京都では、東京都薬物乱用対策推進本部がございまして、こちらは、副知事が本部長でございまして、福祉保健局長を副本部長としてございまして、本部員としましては、国の機関として、東京地検、東京税関、東京入国管理局、麻薬取締事務所、都の機関としましては、私ども福祉保健局のほか、病院経営本部、青少年・治安対策本部、生活文化局、産業労働局、教育庁、警視庁が入っております。

国の薬物乱用対策推進会議では、平成10年、第三次覚醒剤乱用期の始まりを受けて、最初の五か年戦略を策定いたしました。以降、5年ごとに改定を行ひまして、今年の8月に第五次薬物乱用対策五か年戦略が策定されたところでございます。

右側に移りまして、東京都の計画の変遷でございますけれども、都としましては、国の戦略を踏まえながら、平成10年度から計画を策定し、15年度、20年度、25年度に改定してまいりました。現行計画がこの枠の中、平成26年2月改定のもの

でございます。当時は、危険ドラッグが非常に乱用されている時期でございましたので、危険ドラッグの対策が重点事項として掲げられております。計画期間としましては、平成25年の4月から31年の3月までとなっておりますので、今年度中に次期計画の改定案を作成いたしまして、来年4月から施行したいと考えているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日、薬事審議会がございまして、ご意見をいただいた後に、12月又は1月にパブリックコメントを行いたいと考えております。その後、おおむね2月又は3月に副知事を本部長といたします薬物乱用対策推進本部の本部会を開催いたしまして、年度内に決定・公表したいと考えているところでございます。

では、資料1-2に移りたいと思います。これまでの薬物乱用対策及び現状と課題について、ご説明させていただきます。

現行の計画は、三つの柱がございまして、1本目が「指導・取締りの強化」、2本目が「啓発活動の拡大と充実」、3本目が「薬物問題を抱える人への支援」でございます。この三つの柱の下に9つのプラン、さらにその下に24のアクション、さらに一番下の細かい取組として、81の取組がございます。先ほどもお話ししたとおり、平成26年当時は、危険ドラッグの乱用が非常に問題となっておりますので、危険ドラッグにつきましては重点事項としまして、特出しをしているところでございます。

現在の課題について、ご説明させていただきます。

まず、都内の薬物事犯の検挙人員は2,000人を超える深刻な状況でございまして、残念ながら高止まりという状況でございます。密輸の件数・押収量も増えておりますし、皆様方ご存じのとおり、海外に旅行している個人、一般の方が騙されて、いわゆる「運び屋」とされるような事件も増えているところでございます。このため、社会全体として、意識向上のための取組、啓発の充実が一層必要と考えているところでございます。

2番目としまして、最近、特に若年層に大麻の乱用が増えております。これは危険ドラッグを使用していた若者が大麻に移ったという報告がなされているものでございます。また海外の一部では、大麻の所持などが合法化されておまして、そのため、「合法化されている国もあるので安全だ」とか、「大麻はたばこより安全だ」というような間違った情報がインターネットなどに流れておまして、それを信じてしまう若者が乱用に走るという傾向にございますので、若者に対する正しい知識の普及啓発が重要と考えているところでございます。

3番目としまして、在留外国人が増えております。留学生でしたり、外国人労働者が増加しまして、既存の日本語の啓発資料が十分に理解できない方が増えております。あわせて、日本人の帰国子女の方も同じような悩みがあると考えられますので、日本語の習得が不十分な方に対する啓発活動が重要と考えているところでございます。

4番目としまして、危険ドラッグにつきましては、全ての街頭店舗が閉鎖された一方で、インターネット上での販売は現在も行われており、その販売方法は巧妙化・潜在化

がますます進んでいるところでございます。SNSを利用しましたり、特殊なスマホアプリを使って身元が特定されないように販売されている実態がでございます。そのため、インターネット販売に対するサイバー監視の強化が必要と考えているところでございます。

5番目でございますが、刑法が改正されまして、刑の一部執行猶予制度が導入されまじたり、いわゆる再犯防止法が制定されるなど、再乱用防止対策に係る法律の整備が進んでいるところでございます。このため、行政、司法、民間等が連携しまして、再乱用防止のための体制づくりが必要と考えているところでございます。

その下の国の動きでございますけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、今年の8月に国の第五次五か年戦略が策定されたところでございます。その中では、三つの視点と五つの目標というのが掲げられておりまして、視点の一つとしては水際対策。これは密輸対策です。不正薬物のほとんどは輸入品でございます。二つ目としては、未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応。危険ドラッグにつきましては、次から次へと新しい物質が流入してまいります。また、電子たばこのような新しい形態の薬物、電子たばこの的に使う覚醒剤ですとか、大麻が出てきているところでございます。また、三つ目、関係機関との連携につきましては司法、行政、民間がきちんと協力しながら対策を進めましょうということでございます。

五つの目標、こちらは従前と大きくは変わりませんが、青少年の啓発ですとか、乱用者に対する治療・社会復帰の支援、密売組織の取締り、水際対策、国際協力などが明記されているものでございます。

一番下に移りまして、次期計画の改定の考え方でございますけれども、基本的に現行計画の取組は全て踏襲しつつ大麻対策ですとか、再乱用対策について強化・拡充していく予定でございます。

では、続きまして、別刷りの参考1をご覧ください。現行計画と次期改定案の対比表でございます。左側が旧と書いてございますが、現行計画でございます。右側が次期計画の案ということになります。

先ほど3本柱があるというお話をしましたけれども、それぞれ、この大きなくくりが柱でございます。「指導・取締りの強化」、「啓発活動の拡大と充実」、「薬物問題を抱える人への支援」という3本柱でございます。1本目の「指導・取締りの強化」、こちらは、26年当時は危険ドラッグの乱用が非常に問題化しておりましたので、最重要ということで一番先に来ております。続きまして、いわゆる啓発。3番目の「薬物問題を抱える人への支援」というのは、いわゆる再乱用対策、過去に使った方に対する断薬の継続を支援するという取組でございます。

今、お話ししたとおり、危険ドラッグの乱用が非常に問題化しておりましたので、取締りが最初に来ておりますが、現在は、幸い危険ドラッグにつきましては、一応、大きな乱用はなくなってまいりましたので順番を変えまして、「啓発活動の拡大と充実」を

1 本目の柱、2 本目として「指導・取締りの強化」、3 番目として再乱用対策である「薬物問題を抱える人への支援」という順番に変える予定でございます。

一番最初の柱、こちらは、まだ薬物について使ったことがない未経験の方の未然防止を図る取組でございます。2 番目の「指導・取締りの強化」、こちらは現在、薬物を使用している人に対する取組、3 番目の取組は、過去に薬物を乱用したことがあるが現在断薬中、こういった方を支援する取組ということになってございます。

では、次の参考2のほうに移らせていただきます。繰り返しになりますけれども、次期計画につきましては、現在の取組を全て踏襲しつつ、さらに上乘せとして、現在問題となっていることについて、追加・強化等をさせていただくものでございますので、この参考2につきましては、現在の計画には記載のないもの、もしくは強化・拡充するものを例として記載してございます。

まず、一つ目の柱、「啓発活動の拡大と充実」の最初は、「大学生自らが薬物乱用について考える機会創出」。現行計画では、中学生や高校生については記載がございませんので、大学生についても追記をさせていただきたいと考えております。

2 番目として、「不正大麻・けしに関する正しい知識の普及啓発」。けしにも色々な種類がございまして、園芸用として栽培できるけしもあれば、あへん法で規制され、栽培ができないけしもございますので、そういったけしの種類についても、きちんと都民の方に啓発しまして、栽培してはいけないけしを間違えて栽培してしまうことがないようにきちんとした知識の普及啓発というものを行っていきたいと考えております。

3 番目としましては、先ほどお話しした日本語の習得が不十分な若者等に対する啓発資料の作成をしたいと考えております。

4 番目としまして、「大麻をはじめとする薬物の危険性等に関する正確な知識の普及啓発」。先ほどもご説明申し上げましたけれども、海外では合法化した国が出てまいりましたため、「合法化されているから安全だ」とか「害はないんだ」といったような間違った知識が広まりつつございますので、そうではなく、やはり害はありますよということを中心に正しい知識として動画等により普及啓発していく必要があるというふうに考えております。

二つ目の柱、「指導・取締りの強化」の最初は、「医療用麻薬や向精神薬等の医薬品が乱用目的で不正流通しないよう監視指導」。医療関係者による横流しですとか、患者さんが自分の薬をオークションで出してしまったりということがございますので、そういったことがないように、きちんと監視指導していくというものでございます。

2 番目は、「自生大麻・けしの早期発見・抜去」。植物ですので、誰かが故意に栽培するというのではなくても、自然に生えてしまう場合もございます。こういったものにつきましては、発見次第、速やかに我々職員が抜去を行うということを徹底していくという取組でございます。

3 番目は、「偽造・変造処方箋による医薬品詐取の未然防止」。医師の印鑑と同じも

のを用意して、処方箋を偽造したり、カラーコピーで、あたかも本物のように薬局に提出してしまったりということで、不正に医薬品を入手しようとするケースがございます。自分自身が乱用する目的でそういうことを行う人もいますし、販売目的で行う方もいますので、そういったことが行われないように、きちんと監視指導をしていきたいと考えているところでございます。

三つ目の柱、「薬物問題を抱える人への支援」の最初は、「推進本部の部局が実施する薬物問題に関する研修の相互活用」。こちらは、例えば薬務課が行う研修会に警視庁や精神保健福祉センターの職員が参加するようなことも想定いたしまして、相互に研修の機会を最大限活用して人材育成を図るものでございます。

2番目として、「保護司会等が実施する研修会への講師派遣」。刑の一部執行猶予が付された薬物事犯者に対しては必ず保護観察がつきます。ということで、保護司の方が薬物事犯を担当するケースが増えてまいります。薬物について余り詳しくない保護司の方もいらっしゃると思いますので、そういった方のために保護司会などが行う研修会に都の職員などが講師としてお邪魔し、薬物についての専門的な知識をお伝えしたいと考えているものでございます。

3番目としまして、「保護観察終了者に対する継続的支援」。もちろん当事者本人の意向を確認しながらでございますけれども、その方に最も適した機関が保護観察終了後も支援を継続していくような取組を行いたいと考えているものでございます。

4番目は、「対象者への継続的支援のための連携マニュアルの作成」。こちらは、関係機関の担当者が連携を図るための連絡先であったり、引き継ぐ情報提供についてのルールなどを定めたマニュアルについて作成をしまして、スムーズな連携が図れるようにしたいと考えているものでございます。

以上が現在の計画の概要ですとか、次期改定案の概要でございます。繰り返しになりますが、現行計画の取組は全て継続させつつ、大麻に対する対策ですとか、再乱用対策などにつきまして、追加・強化する予定でございます。先日、東京都薬物乱用対策推進本部の幹事会・青少年対策部会の合同会議が行われまして、次期計画案を固めたところでございます。今後、パブリックコメントを経た後、副知事をトップとする本部会に諮る予定となっております。なお、パブリックコメントの際には、委員の皆様には、次期計画案の冊子ですとか資料一式を個別に送付させていただきますので、お気づきの点などがございましたら、事務局のほうにお申し付けいただきたいと思いますと考えております。

それでは、本日のご協議、よろしくお願い申し上げます。

○村田会長 ただいま事務局から東京都薬物乱用対策推進計画の改定について、説明がありました。ご意見あるいはご質問等をいただきたいと思いますけれども、発言される方は発言の前に挙手をお願いいたします。私がお指名いたしますので、その後、お手元のマイク、右側のほうのボタンですけど、それを押して、ランプがついたことを確認してからご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでございますか、何かご質問、ご発言などございませんか。

では、伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。

カナダの合法化は、本当に日本人の、特に若者に対しても、薬物に対する手を出す危機意識に対して、大変ハードルを下げるものだと思っております、強い危機感を持たせていただいております。そういう意味では、今お話があったように普及をしっかりと、危機意識を若者に持っていただくということは、大変重要な観点だと思います。同時に、ユーチューブ等に上げるような動画などを作られていくということも評価をしたいと思います、わざわざ自ら進んで、ユーチューブ等で動画を見る方よりも見ない方が心配でありまして、そういう意味では、積極的に都から若者に対して、目の触れるようなところに動画等のPRをしていただきたいというふうに思います。

特に私の経験でいうと、免許証の更新の場所とか、それから都庁の中にもありますけれども、パスポートなんかを発給する場所があったりなんかして、誰もが定期的に通うような場所の待合室や、また、あと都営地下鉄線なんかの場合によっては、交通局さんにもご協力をいただきながら、ぜひ車内でPR動画を流していただくなどの働きかけをお願いできないものかと思っております。それがまず1点目です。

それから、もう一つですけれども、かつて私も幼少期というか小学校のときだったと思っております、受動喫煙に対しての啓発で、かなりターゲティングが真っ黒にこびりついた肺の画像を小学校のときだか中学校のときに拝見をしたのが非常に印象的で、禁煙に対する意識というものが非常に醸成されました。そういう意味では、小学校や中学校のときから、やっぱり大麻はたばこ以上に危険であると。そして、また有害であるということをやはり植えつけられるような取組というのを、局を超えて、ぜひお願いをしたい、こういうふうに思いますので、福祉保健局にとどまらず、各局さんに働きかけをお願いしたいと思っております、いかがでしょうか。

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 どうもありがとうございました。

ただいまいただきましたご意見、目に触れるような啓発活動、そして小学校・中学校から、若いときからきちんとした啓発ということで、我々も前向きに進めていきたいと思っておりますので、今後ともご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○村田会長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 これは質問ではありませんので、改めてですけれども、例えば小学校・中学校なんかで教える側の先生などが必ずしも、この薬物の本当の意味での危険性というのが十分理解できていないと、通り一遍なものになっちゃうと思うんですね。ですので、まずは、本当にこの大麻というのがあらゆる薬物の入り口になるという可能性が高いことであつたり、それから中毒者がどんな例えば犯罪傾向にあつたりというようなことも

大変高い危機意識で、ぜひ教えてさしあげてほしいということを改めて申し上げておきたいと思います。

○村田会長 ありがとうございます。

そのほかにどなたか。

有田委員、どうぞ。

○有田委員 ありがとうございます。

参考1の新旧の対照表で、入れ替えた部分のご説明について質問させていただきます。

まず、旧のところは「指導・取締りの強化」、それを新では「指導・取締りの強化」を2番目にして、これからは啓発活動の拡大と充実が必要ということですが、見直しをするに当たって、充実がどれぐらい旧の計画の中で実効性があり、評価はどうだったのでしょうか。その上で、基盤整備と取組が入れられたのかどうか。つまり充実を図ったけれども、上手くいかなかったことなどはあったのでしょうか。新のほうは、プラン3は非常に細かい表現になって、同じ計画のプランが九つあり、その表現の大きさが項目として小さいものと、すごく絞ったものとに分かれているような気がします。そこを教えてください。

それから、「薬物問題を抱える人への支援」ということでプラン8と9が入れ替わっております。その8が個々の支援体制に繋げる、今後は、状況に応じた継続的な支援というプラン8が9になった背景、「関係機関の連携による回復支援」が「薬物依存からの回復支援」と表現が変わった理由や状況を教えてください。関係機関の連携がどこまでうまくいっているのか、しっかり整ったから、今後は薬物依存からの回復支援というふうな表現に変わったのかということをお願いいたします。

○村田会長 ありがとうございます。

よろしいですか、事務局。どうぞ。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 まず、啓発の実効性でございますけれども、正直申し上げまして、啓発の実効性につきましては、なかなか判断ができない部分がございます。我々として、きちんと啓発活動を行ってきたつもりではございますが、実際の若者の薬物乱用の傾向は高止まりという部分がございますので、さらに力を入れていく必要があるという趣旨で改定を行っているものでございます。

次の「薬物問題を抱える人への支援」の部分でございますけれども、こちらにつきましても、同じようなところでございまして、正直、何をもってどうこうという指標というものが、なかなか示すことができませんので、関係機関と連携しながらきちんとやってきたというところではございますが、先ほどお話し申し上げましたとおり、刑の一部執行猶予制度が始まって、ますます関係機関との連携が重要になってきたこと、あわせて再犯防止法という法律も新しく制定されまして、これは特に薬物に限った話ではございませんが、繰り返して犯罪を犯してしまう方が少なからずいらっしゃいますので、そういった方々は、やはり一人にしてしまうとだめなんですね。刑務所から出ても誰かが

見守るといのは変ですけども、サポートする体制にないと、また同じような犯罪を繰り返してしまうという傾向がございますので、我々としましては、今後とも各機関と連携しながら、どこかの機関が何らかの形で、機関によって特徴がございますので、その方に合うような機関がサポートしていくということを進めていきたいと考えているものでございます。

○村田会長 有田委員、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○有田委員 言葉だけの問題ですので、それはしっかりやっていきますから、わざわざ書く必要はないということであればいいですけど、旧のところの関係機関の連携によると書かれているのをわざわざ外してしまっているので「関係機関の連携による回復支援」が「薬物依存からの回復支援」というような書き方ですと後退しているように感じますので、「関係機関の連携」を追加する必要がある気がしました。

ご説明の内容や、これまでの経緯はわかりました。理解しましたけれども、外した意味合い、書かれていないことによる、関係機関の連携による回復支援の後退を心配しました。

○村田会長 どうぞ、事務局。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ここでは文言が書かれてございませんけども、基本的には、従前の取組は継続して行ってまいりますので、もちろん連携して取り組んでいくことに変わりはありません。

○村田会長 よろしゅうございますか、有田委員。

ここには、外れた形になってはいますが、もちろん薬物依存からの回復支援については、関係機関の連携というのは大事だと思うんですね。いろいろ今までも社会福祉関係でも、そういった関係機関の連携がうまくいっていなかったためにいろいろ事件も起きたというようなこともありますし、そういうことで。それはもう基本的にあると思います。その上で、なおかつこういう表現になっているということであって、もちろん事務局としては、それは頭の中に入っていると思いますから。

いかがですか、有田委員、よろしゅうございますか。

○有田委員 悪いというよりも、先ほど申し上げましたように、外れたことによって忘れる、十分行っているというふうにとられかねないという状況ではないですよという確認でした。結構です。

○村田会長 確認ということで、大丈夫か確認していただいたということで、よろしいかと思えます。

そのほかに何かご質問、ご意見。

では大津委員、どうぞ。

○大津委員 私の、渋谷になりますけれども、過去、大物タレントがクラブの帰りに逮捕されたり、その後はハーブ屋というハーブショップがいっぱい渋谷駅周辺に乱立しまし

たが、それは撲滅できたものの、その分、インターネットやSNSと言われるもの、アンダーグラウンドでわからないところでの犯罪が非常に増えています。

一方、体を張った窃盗だとか刑法犯は、この十四、五年間、年々減少しているものの、同様にシニア層に関しては特殊詐欺、電話等、声によるもの、シニア未満の世代には、やはり同様にネットの犯罪や事件が増えている現象にあります。

その中、2年後のオリ・パラに向けて非常に都内の観光客も相当増加しているのを肌で感じているところでもあります。覚醒剤や大麻は割と日本人が多かったとしても、麻薬に至っては3分の1が、送致人員は外国人です。さらに観光客も増え、オリ・パラを迎える中で、ますます啓蒙、そして取締りは重要になってくると思います。

そういった意味で、啓蒙を中心に頑張るほかに、関係機関との連携も含めて、未然防止、取締りのためのいろいろな策を講じていかななくてはいけないと思っております。何がいいかというのは、自分の中でもまだ明確に案が出ていないんですけども、こういったことも、いろいろと先生方の中で論じていってほしいと思います。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

特に事務局からは要りませんか。

ほかにどなたか、ご質問は。

渡邊捷英委員、どうぞ。

○渡邊（捷）委員 渡邊です。

先ほどの海外で、カナダとか、その他、アメリカの一部の州、それからオランダなんかでは大麻吸引が許可されている。そのような方が海外旅行で日本を訪れる場合に、これは入管でチェックされるので持ち込めないし、それでアウトなんですけれども、彼らは自国でそれになれ親しんだ体を作っちゃっているわけなんです。それが、私が思うに人間の体として日本人の、それはもう絶対に日本ではいけないんですけれども、どのように彼らに身体的な副作用があるかということ、基本的には、その国、その国で、法律で定めているし、医学的な根拠も示されているので禁止されている理由はわかると思うんですけれども。そのような方に限って、意外と意地でわからないというように突っぱねるところもあるんじゃないかと思えますし、それと同時に、海外で育った日本人の子女なんかはそういう合法的に吸引しているわけですから、しているわけというよりも、している可能性があった方は多いわけで、それが日本に帰国した場合に、どのように対処するのか、ちょっと私はわからないんです。

例えばこの前、先月25日、麻薬・覚醒剤乱用防止運動というのが、この都庁の都民ホールでございまして、僕も参加して聞いていたんですけども、その中でダルクの方々が見えていて、大変すばらしい話を聞いたんですけども、僕もその辺は余り詳しくないんですけども、麻薬・覚醒剤の入門はシンナーだという話を聞いたんです。確かにシンナーというものは数年前から、やっぱりちょっと覚醒現象が起こるということ

は聞いていたんですけれども、それが入り口で、その後、大麻とか、その他、合成薬物に手を出していくということ。

それで、ダルクの方々が説明していたんですけれども、ちょっとわからなかったのは、もし初期の段階でそういう大麻なんかを吸引しちゃった場合には、これは指導、補導されないで、そのままダルクに駆け込めば、恐らく自分を立ち直らせるために駆け込むんだと思いますけども、そうした場合には、要するに警察の手は借りなくてもいいんだというようなことも。いや、借りなくていいんだというよりも、警察の何というんですか、逮捕されないというようなことを。ちょっと僕の聞き間違いかどうか知らないけど、そのようなことを聞いたので、これはちょっと意外だったなというふうに感じたんです。

そのこともあるので、やはり外国人でも日本人でも医学的にきっちり、これは人体にいけないんだということを示さなきゃならないと思うんです。外国ではそういう点、どうもちょっと僕らの考え方とは違う。もう合法だということで、吸引している方々は多いので、それはちょっと僕は理解できないで、今日来ているわけなんです。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

事務局から、何か。あるいはどなたか、委員の方からお話があったほうがいいのか。あるいは事務局からは何か。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 カナダにつきましては選択と集中という考え方だったと思うんですけれども、一応、合法化されましたけれども、18歳未満の若者への販売・授与はできませんので、若い方が使える、使っているという状況には、恐らく今はないかと思います。

あと、やはり海外留学した、海外に留学している日本人の方が向こうで使ってしまうおそれというのは多分あると思うんですけれども、刑法の第2条で国外犯が規定されておりまして、禁止事項が定められているんですけれども、大麻に関しましては、大麻取締法で刑法の第2条を準用しておりますので、たとえカナダで合法化されていても、日本人が所持等することは禁止であることは変わりございませんということをつけ加えさせていただきます。

○村田会長 ありがとうございました。

何か委員の方からご発言があればお聞きしたいと思いますが。

石垣委員、どうぞ。

○石垣委員 東京都薬剤師会の石垣でございます。

薬物乱用対策の大柱として、引き続き、三つの柱、拡大と充実、強化、それから支援、それを引き続き継続されるということは、ものすごくよく理解できます。どれもみんな大事だと思うんですけれども、その中でも新しい素案として、啓発活動の拡大と充実となれば教育ですよね。これが上に持ってこられたということ、私は大変好ましいと思

っております。

危険ドラッグのときにも発言させていただいたと思うんですが、取締りの強化も大事だけれども、こういう時代ですからいろんな場面で、特に若年層の者が薬物、大麻も含めて薬物に接する機会というのが増えてくる。接したときに自分でどう判断できるかということで、彼らの意識と知識を醸成するということはとても大事だと思っています。それは小・中学生に限らず、高校生、場合によっては先ほどお話がありました大学生においてもそうだと思います。そういう場면을、我々薬剤師会としても意識して、薬物乱用防止講習会を実施しています。29年度実績で講習会の実施回数が257回、受講者人数が2万6,214人という実績があるんですが、このような時代ですので、やっぱりSNSを利用して、より広く効果的に伝えるということも大事だと思います。その辺のことは、当然お考えだと思いますけど、東京都にはより意識していただければ実効的なものになるのかなと思っています。基本的には、この素案に賛成でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

ほかに何か皆様方からご質問、ご意見はございますか。

なければ、次の議題もまだありますので、そろそろ、この協議事項を。

○有田委員 では、一つだけよろしいですか。

○村田会長 どうぞ、有田委員。

○有田委員 SNSも大事です。けれども、子供たちを小さなうちから教育するというのであれば、神奈川県のパスでは、県制作で人が薬物で壊れていく非常に怖いタッチのアニメ映像が流れていました。それを見たら、ショックを受ける子供もいると思いますが、そういうのも効果的だと思います。しかし、東京都のほうがいつも進んでいますので、当然先行して同様のものはあると思っていたので、そのことに対する質問です。

○村田会長 事務局、何かお答えをお願いします。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 東京都といたしましても啓発用動画というのは作成してございまして、例えばJRの車両のドアの上についている液晶モニターで流したり、もしくは繁華街の街頭モニター等で、流したりということはございますので、そういった取組につきましては継続して取り組んでいきたいと思っております。ご意見どうもありがとうございます。

○村田会長 谷茂岡委員、どうぞ。

○谷茂岡委員 大変難しい問題で、私ども一般市民としては、地域では保健所が一生懸命やってくれまして、私たちの仲間も委員として活動しているんですけども、思うようにいかないということで、そうかといって放置できませんので、やはり取締り強化のほうはあくまでも大事にやってほしいと思っております。

ただ、一回使うと、なかなか抜けられないとテレビや何かでもよくやっていますね。それでテレビの影響も大きいことがあるので、テレビでああいうふうにして、いいか

らやってみようとか、そういう興味があるので。私どもはテレビのPRの中でも少し取り締まっていかなきゃいけないと思いますので、そういう点が影響するようなあれが出た、CMが出た場合は、都のほうも強化して注意していただきたいと思います。

それで、なるべくそのような、何というんでしょう、連続ドラマとか何かでやると、興味が中学生や高校生に沸くんだそうです。だから、取り締まるのが大変だということはわかるんですけど、何か方法を決めて、決めた以上は、やはり刑罰のほうも、はっきりしないといけないと思うので、それが無いから、なおさらいけないですね。外国は刑罰が激しいですけど、日本は割に緩いところがあるので、そういう点も警察とお互いに連携をとりながら強化してほしいなど。勝手なことですけど、よくわかりませんが、私ども一般市民はそう思っておりますので、よろしくお願いします。

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ協議が進みましたので、これまでのご意見等について、事務局から何かご発言はありますか。お願いします。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 ただいまいただきましたご意見につきましては、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き、皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村田会長 協議のまとめということで、何か事務局のほうからはよろしいですか。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 ただいまいただきましたご意見につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見とあわせまして、今後の検討とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○村田会長 パブリックコメントについてはこれからですね、もちろん。

○平井麻薬・医薬品安全対策専門課長 はい。

○村田会長 そのときに皆様方、今ご意見された方もいますけれども、これからちょっと考えてということもありますので、そのパブリックコメントに入れていただければということで、よろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは次に、議事（２）報告事項に移ります。

まず、アのかかりつけ薬剤師・薬局の推進に係る取組について、事務局から説明をしていただきます。

○早乙女薬務課長 それでは資料２－１から２－６を使いまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料２－１をご覧ください。

これまでの在宅療養支援事業ということで、東京都薬剤師会にご協力いただきまして実施してきたものを紹介しております。

①として、薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業というカテゴリーに分類されるものがございます。

写真にありますように、無菌調製技能習得研修など、こちらの表にありますような研

修がメインになりますけれども、事業を実施しているところでございます。こちらにつきましては、このペーパーをもちまして、事業のご紹介という形で、簡単にさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料2-2をご覧ください。

こちらは少し詳細にご説明させていただきたいと思っております。カテゴリーとしましては薬局・薬剤師健康拠点推進事業、いわゆるモデル事業と呼ばれているものでございます。

左上の事業の概略をご覧ください。事業の目的ですが、在宅療養患者の服薬管理に専門的な支援が必要となった場合に、薬剤師が患者支援チームに加わり、訪問看護師等と連携して訪問指導を行う手法等を検証し、モデルを提供するという事で、平成26年度から昨年度までの4年間、こちら東京薬剤師会様のご協力をいただきながら実施してきた事業でございます。

内容でございますが、実施内容の(2)の②をご覧ください。主に訪問看護師、ケアマネジャーさんなどから、ちょっとこの方、お薬が不安だなという方をご依頼いただきまして、地区の薬剤師会を介して薬剤師をその方の居宅に派遣するといった事業でございます。

右側のほうをご覧ください。4年間で9区6市、合計15地区でモデル事業を実施しております。

その結果、下のグラフですけれども、例えば訪問した薬剤師がいろいろ工夫をして服薬カレンダーを作ったりですとか、そういったところで服薬指導をした結果、服薬管理の状況が改善したという患者さんが78.8%、約8割という数字が出ております。その中で、特に残薬ですね、飲み残しのお薬が減ったという方が73.9%、7割強を占めたということで、薬剤師の服薬管理、在宅での服薬管理が、やはり有効であるということが数字をもって実証されたという結果になっています。

1枚おめくりいただいて、資料2-3に移ります。

こうした結果を踏まえて、あと国のほうも中段の下にありますように、患者のための薬局ビジョンというものを平成27年に出しまして、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図っていくということをうたっております。また、この薬事審議会でも委員の皆様方からさまざまなご意見をいただきながら、例えばかかりつけ薬剤師・薬局について都民に周知、理解を促すことが大事といったようなお話もいただいております。

こうした中で、私どもとしましては、上にありますように、これまでの在宅療養支援事業を再構築して、薬局・薬剤師が地域包括ケアシステムの中で、患者、地域住民のため、より一層その職能を発揮していくための事業を引き続き展開してまいりたいと考えております。

1枚おめくりください。

こちらは実際に今年度、事業を組みかえて実施している内容でございます。資料2-1から、このような形に若干組みかえて、今年度は事業を実施しているというお話でござ

ざいます。

特に、こちらの右側のⅣのところ、多職種との連携促進というところでは、これまでの、先ほどお話をいたしました4年間のモデル事業の成果を踏まえまして、東京都の関係者連絡会、多職種の連携ができるような形で連絡会を開催したりですとか、また、これまでの事業内容の評価、そういったところを始めたところでございます。

こうしたことで、地域包括ケアのシステムの一翼を担うかかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化を引き続き充実、支援してまいりたいと考えております。

次は資料2-5に移らせていただきます。

ちょっとお話は変わるんですけども、やはり、こちらもかかりつけ薬剤師・薬局に係るお話ということで、皆様に情報提供させていただきます。薬局機能情報提供制度の改正でございます。以前、「t-薬局いんふお」というものにつきまして、この薬事審議会でも少しお話しさせていただいたことがありますけれども、医薬品医療機器等法に基づきまして、薬局が薬局の機能について都道府県に届け出をして、都道府県がそれを都民の皆様に公表するというシステムになっております。

東京都では、医療機関案内サービス「ひまわり」と同じ画面から入れるようになっておまして、今年の2月に画面をリニューアルして、検索のしやすい画面に改修しておりますので、まずこちらを一つ、ご報告させていただきます。

また、国の規則改正がありまして、来年の1月から報告の項目が増えます。1枚おめくりいただいて、資料2-6に具体的に増えた項目を記載しております。

太字でアンダーラインになっているところが、薬局が報告する義務が増えた項目、ですから、都民の皆様がさらに情報を見ることができるようになった項目です。それから、太い四角囲みになっているところ、K P Iといいまして、キー・パフォーマンス・インディケーターの略ですが、日本語に直すと重要業績評価指標などと言うようで、企業でも、ある特定の仕事の進捗を計っていくような指標になるということですが、こちらにつきましては、かかりつけ薬剤師・薬局の進み方がどうかといったところで、各自治体の数字を国が集計することになっておまして、四角囲みの項目がK P Iとして指定されているところでございます。

1枚戻っていただいて、資料2-5をもう一度ご覧ください。

東京都としましては、こちらの項目が増えたところにつきまして、法律の施行に間に合うように今年のクリスマス前までには改修作業を終了させる予定でございます。また、都内の全ての薬局にお知らせをこれから送る予定でございます。また、都民の皆様にも引き続き、この薬局機能情報資料システムを使っただけのように、P Rにも努めていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○村田会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に係る取組についてということ

で、資料2-1から2-6まで説明をいただきました。だいが、薬剤師さん、あるいは薬局の役割というものが非常に拡大してきているとか、重くなってきているというようなことがおわかりかと思いますが、何か皆様方からご質問、ご意見があれば、ぜひお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

西澤委員、どうぞ。

○西澤委員 細に入りまして考えていただいているようで、本当にありがたいと思うんですが、ある老人が、後期高齢者医療の方ですが、いろいろやっていただいて、それでお薬を朝昼晩と、袋に詰めていただいたら、やっぱり今まで薬をもらっていたより高くなったと言われました。そういうときの値段を、金額がこのぐらい上がりますよという値段をちょっと、そういうときには知らせていただきたいなという声を前に聞いたことがあるんです。

それで今、ご説明いただいておりますと、これだけどんどん地域医療のほうにサービスをやっていただけてくると、どのぐらい今度は高齢者のところから消えていくのかなという感じがちょっとしたんですけれども、そういう点ではいかがなんでしょうか。

○村田会長 どうぞ、事務局。

○早乙女薬務課長 貴重なご意見ありがとうございます。確かに懐具合も気になるということ。すみません、私どもとしましては、こうした事業を進めていくに当たって、保険のほうの診療報酬と、ちょっとなかなかリンクが難しいものですから、この場で、例えばこういうことをやると医療費が上がりますよみたいところは、具体的にお答えできないんですけれども。いただいたご意見につきましては、いろんな部署がありますので関連の部署にお伝えしたいなと考えます。ご了解いただければと思います。

○村田会長 よろしいですか。

どうぞ、西澤委員。

○西澤委員 おくすり手帳を持っていくか、持っていかないかというときには、おくすり手帳を持っていかないと40円の差が出ますよというのは、薬局に出ていたんですね。ですけれども、確かにサービスを受けると費用が上がるということは、私たちはわかるんですが、高齢者の方は、薬局の方が、薬剤師さんがそう言ってくださっているから、それだから、それじゃあ、お願いしますと言っただけだと。それなのに、こんなに費用が違って来たというのは、やっぱり、すぐに感じるわけですね。ですから何か、こういうサービスがありますけれども、やっぱりちょっと費用はかかりますよという一言が欲しいんじゃないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○村田会長 石垣委員、どうぞ。

○石垣委員 おっしゃるとおりだと思います。我々もいろんなサービスを考えて提供するわけですが、サービスに係る対価が発生するのはご理解いただいているということなんですけど、やはりそこにはきちんとした説明がなければ、意味がないと思っております。話をお伺いになった方から、そのような情報を得たということなんですけれど

も、その薬剤師が悪いとは申しませんが説明不足、もうそれに尽きると思います。きちんとしたサービスをするためには、きちんとした説明をして、了解の上に動き始めるのが当然のことですので、その辺も何らかの機会を通して確認し、私たちも気をつけていきたいと思っております。

○村田会長 ありがとうございます。

いろいろサービスの向上ということで難しい面が多方面にわたってくるかなという気もいたしますが、薬局サイドも十分に心がけていただきたいと思っております。

ほかに何かご意見はございますか。では、有田委員。

○有田委員 先ほど、おくすり手帳のことで40円かかるというのも、導入した数年間は消費者には知らされていませんでした。薬局に持参すれば40円安くなるということが、テレビで報道され広く知られることになりましたが、最初から病院や薬局の窓口でポスターなどで知らせていただけるといいと思っております。お知らせはぜひお願いしたいと思っております。

○村田会長 ありがとうございます。

もう一方、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 すみません。事前に資料をいただいて、よくわからなかったのは、資料2-4なのですが、これから在宅に対応するためにも、かかりつけ薬局を増やそうということで、上のほうに在宅対応24時間対応と書いてあるけど、24時間対応の薬局がそんなに必要なのかなと、ちょっと疑問に思いました。それを2025年までに全ての薬局が持つという、ここまで薬剤師さんに負担をかけるのはどうかなと、ちょっと疑問に思いました。

○村田会長 どうぞ、事務局。

○早乙女薬務課長 こちらは国が平成27年10月に公表しました患者のための薬局ビジョンの中で、やはり薬局も24時間対応が必要だろうということで、一つの薬局ではなくて、場合によっては連携しながら、幾つかの薬局で24時間対応できればいいというようなシステムになっています。ある特定の方に、24時間は確かに、一つの薬局ですべて24時間は、それは大変ですけど、そういうふうな枠組みで薬局としても24時間対応していきましようということです。紙面の関係で説明が不足していて、恐縮です。

○村田会長 石垣委員、どうぞ。

○石垣委員 24時間対応はよく心配されるんですけど、これは24時間開けっ放しにするということではなくて、情報がつながるように、例えば携帯電話でスタンバイするスタッフを輪番で決めるとか、そのようなことです。もう以前からやっていることで、我々としては、特に苦にはなっていない。当然だろうと思っております。

○村田会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、次に報告事項、フリーマーケット（フリマ）サイト等の監視指導について

ということで、よろしく申し上げます。

○河野薬事監視担当課長 それでは、今年度から本格的な取組を始めましたフリーマーケット、いわゆるフリマサイトの監視指導につきまして、ご説明をさせていただきます。

薬務課では薬事監視の一つといたしまして、医薬品や医療機器、あるいは化粧品などの薬事関連製品に関する広告の監視指導を従来から行っております。他道府県からの通報、あるいは住民の方々からの苦情に基づく措置に加えまして、テレビや新聞、あるいは月刊誌、週刊誌につきましては、一定期間の広告を全部集めましてチェックするという一斉監視指導も行っているところでございます。

また、インターネットに関しましては、インターネット上、特にショッピングサイトは、テレビや雑誌に比べまして、非常に広告件数、出品件数も膨大であるということから、こちらのほうは平成15年3月からプロバイダー等のインターネット関連企業の方々のご協力のもと、インターネット広告監視を実施しているところでございます。

しかしながら、平成24年ごろに登場いたしましたフリマサイトは、広告もございませんが、さらに商品が出品され、売買が成立しますと、すぐに消えるという、インターネット広告監視でも対応が難しい特徴を有することから、今年度、新たにフリマサイトを運営する企業の方々のご協力を得まして、新たな監視体制を構築しましたのでご報告させていただきます。

資料は9ページ、資料3-1を、まずご覧ください。

フリマサイトにおける消費者間取引、一般にC to Cというふうに言われておりますが、これは近年、急速に市場が拡大しております。それに伴いまして、資料左の中段にありますように、医療機関から処方されたものの使用せずに余った医薬品を出品する、あるいは海外から個人輸入した医薬品や化粧品を出品するといったケースも散見されまして、違法性のもとより、重大な健康被害の発生も危惧されるところでございます。

さらに、資料左、下段のように、通常のショッピングモールと異なる特徴といたしまして、出品者の方々ですが、フリマサイトは通常、愛称で取引されるということから、たとえ私どもが法律に触れるような出品を確認しましても、出品者の特定が極めて困難であるということが一つございます。また、出品量が多く、売買のスピードも極めて速い。さらに一般の方、つまり法的な規制のことを余りよくご存じない方が出品されるといった点も特徴としてございます。

取引のスピード、規模というのは特に膨大でございまして、フリマサイトの大手と言われるメルカリの発表によりますと、平均の取引件数というのは、一時間当たり6,400件あり、また、一日当たり平均100万点の出品があるとも言われております。

このような状況におきましては、もはや行政のみのマンパワーでは対応することが、なかなか困難ということから、昨年度からフリマサイトを運営する企業の方々と協議を重ねまして、本年度から、関係企業6社の方、そして厚生労働省、総務省、経済産業省の方にもご参画いただき、フリマ対策の連絡会を立ち上げまして、効果的な監視指導体

制の構築を図ったものでございます。

具体的には、資料3-1の右側でございますように、大きく三つの取組を行っております。

まずは一つ目、定期的な連絡会の開催による情報の共有でございます。違法出品される方の中には、サイトを転々として出品する、例えばメルカリで出品不可ということを言われますと、今度はラクマに出品するといったような、転々とするケース。あるいは、自ら適法でないことをご存じなのか、取締りを逃れるためにキーワードのようなものを頻繁に変えたりするというようなケースも見受けられます。

このため、私ども行政とフリマサイト運営企業の方が最新の出品動向というものを、密に情報交換して共有する、これによりまして、企業の方々の自主審査の向上を図りまして、他で出品不可とされたようなものが出品された場合には、直ちに削除して、違法出品を未然に防止するというような取組をしております。

また、その下の定期監視、これは定期と書いてありますが、薬務課のほうでは随時、フリマサイトについてはパトロールを実施しております、こちらで違法な出品を発見した場合には、直ちにフリマサイトの運営企業のほうへ削除要請を行います。それによって、ほとんど即日削除がされます。このような迅速な対応を図るというものでございます。

また、三つ目といたしまして、都のサイトパトロールにより発見いたしました品目情報等について、定期的にこれら関連企業の方と情報共有いたしまして、その中で、例えば健康被害のおそれが高そうなもの、あるいは出品の拡大が予想されるようなものについては、緊急に重点的なパトロールを実施して、迅速な対応につなげるという三つの体制を組んでございます。

次の10ページの資料3-2に、これまでの具体的な出品例を参考にお示しいたしました。

こちらに掲げてございますのは、大きく左と右、二つございます。左側がそもそも、その商品を出品すること自体が違法となるケース。そして、右側は、出品そのものは可能なんです、その広告が違反となるケース。この二つがあるかと考えております。

左側には違法出品の一例といたしまして、糖尿病の患者さんがお使いになるインスリン製剤、これと注射針を掲載しておりますが、このほかにも、医薬品といたしましては妊娠検査薬、あるいは向精神薬が出品されたというような例もございます。

また、右側は、出品そのものは違法でないものの化粧品や健康食品でアトピーが治った、あるいはガンが消えたといったような標榜を行うことが医薬品医療機器等法、昔の薬事法上、広告規制に触れるというものでございます。

これらにつきましても、フリマサイトの運営企業を通じまして、こういった出品者、広告をされている方に対して法規制に関する資料等を送付して改善指導を行いまして、自主的な広告の是正を促しているところでございます。

このような左側の違反品目の削除要請、あるいは右側の広告の是正要請は、今年の1月から試行的に企業6社の方々と実施いたしておりまして、今年の1月から10月末までの間に私どものほうからこういった要請を行った件数というのは1,400件を超える件数がございますが、そのほとんどが速やかに改善されているという状況でございます。

昨年のちょうど今ごろにお医者さんで処方される、ヒルドイドというローション、クリームが化粧品のクリームよりも安く手に入って、非常に効果がいいという広告のもとに、大量に出回ったというのが報道されまして、ちょっとした問題になったことがあったかと思えます。

私どものほうでも調査しましたところ、昨年の12月末現在でヒルドイドのローション、クリーム、あるいは似たようなお医者さんからいただく湿布薬、こういったものの出品が1,000件以上確認されておりましたけれども、先ほどご説明しましたような削除要請によりまして、3日後にはほとんどゼロになったという状況でございます。その後も単発的に出品される例はありますが、関連企業の方々は、ある程度、キーワードを登録しておりますので、出品されるとすぐに企業の方の自主審査のシステムに検知されまして、取引が成立する前に削除されるというような状況になっております。

私ども薬務課は変な言い方ですが、違反を発見するというのは、結構、得意でございます。見るとどれが医薬品医療機器等法に触れるかというのは、結構わかるんですが、一方で、こういった膨大な数の出品者の方々に迅速に対応するという運営企業の方々が持たれている技術、ノウハウというのは到底持ち合わせておりませんので、そういった意味で、私ども行政と運営企業の方々が連携して対応するというのは、大変有意義なことではないかと思っております。

今後とも企業の方々のご協力をいただきながら、より効率的な監視指導体制の構築に向けて改善を重ねながら、安全で安心して利用できるフリマサイトの環境整備に努めてまいりたいと思えます。

説明は以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からフリマサイトの監視指導について説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

以上で用意された議事は終了いたしましたけども、(3)その他とありますが、何か事務局からありますか。

○早乙女薬務課長 特にございません。

○村田会長 それでは、以上をもちまして、議事を終了したいと思います。よろしゅうございますか。何かどうしても言っておきたいというようなことがあれば、ご発言いただいで結構ですが、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。議事進行にご協力いただき、

また多くのご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししますので、よろしく申し上げます。

○早乙女薬務課長 村田会長、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見等は、今後の施策の参考にさせていただきます。本日は長時間にわたり、有益なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

なお、机上に配付いたしました、参考1、2のペーパーと、それから薄い緑色の冊子、東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改訂）、こちらは大変申し訳ありませんが、お持ち帰りにならず、机上に置いておいていただきますようお願いいたします。

これをもちまして、平成30年度東京都薬事審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（午後 3時28分 閉会）